

自然にやさしい浄化槽で快適な暮らしを

■水環境の保全

一般の家庭から排出される生活排水に含まれる汚濁物質の量はBOD(※)で表すと一人一日40gとされており、このうち、し尿以外の台所・風呂・洗濯水などの排水には27g含まれます。飲料水のほか生活用水の大部分は河川など公共用水域に依存しており、水質保全是市民の生命と生活を守る上で極めて重要な課題であり、汚れの主な原因である家庭からの生活排水は早急な対策を求められています。その対策として、生活排水を下水道と同等程度の処理性能で処理するのが浄化槽です。

※BOD：水の汚れを細菌が食べて分解するのに必要な酸素量

■浄化槽の維持管理

浄化槽の設置者は次の検査(点検)が義務付けられています。これにより、浄化槽放流水の水質は確保され、適正に管理された浄化槽の放流水は水質の改善に大きく貢献します。皆様のご理解をお願いします。

○法定検査(7条検査) 使用開始後3～8か月の間に1回「水質に関する検査」

○法定検査(11条検査) 年1回の「定期点検」

○保守点検等 年1回の清掃と4か月に1回の機器等の保守点検

■浄化槽設置補助

市では水環境の改善のため、浄化槽の設置費補助をしています。申請は随時受け付けていますが、補助基数には限りがありますので、事前にご相談ください。

○補助対象地域 公共下水道認可区域および農業集落排水事業の認可区域を除く市内全域

○補助対象要件

①一般家庭の専用住宅に設置される10人槽以下のもの

②小規模店舗などの併用住宅に設置される10人槽以下のもの(住宅部分の面積が2分の1以上)

○補助金の交付 浄化槽の完成検査終了後に交付

●問い合わせ

▼適正管理について 県柳井健康福祉センター生活環境課環境指導班 ☎② 3631

▼法定検査について 山口県浄化槽協会柳井支部 ☎② 4665

▼補助金について 市民生活課 ☎② 2111 内線 166

糖尿病は予防と適切な医療が大切

保健センター
だより

柳井健康福祉センター保健環境部長(柳井環境保健所長)石丸泰隆さんからの糖尿病についてのコメントを紹介します。

糖尿病は、近年わが国で増加している病気の1つで、「予備群」を合わせると2,210万人にのぼると推計され、この10年間で1.3倍に増えています。県柳井健康福祉センターが実施した調査では、柳井管内で糖尿病の「治療」を受けている人が4,300人以上いることがわかっています。このように、糖尿病は身近な病気で、この柳井地域でも、糖尿病対策を充実強化させることはとても重要だといえます。

そこで、地元の医療機関(病院や診療所)、医師会、糖尿病専門医、そして行政が連携して、「柳井地域糖尿病医療連携事業」に取り組み始めました。糖尿病は、人それぞれの体質や生活内容も大きく関わっているため、治療の効果は様々です。患者さん一人ひとりに一番あった治療を提供する仕組みを、地元の「かかりつけ医」と「専門医」が協力し構築するのがこの事業のねらいです。

この事業では、患者さんの意向をふまえつつ、その人に最適な治療を提供するよう、現在、専門医療機関5か所とかかりつけ医療機関42か所との間で、患者さんの紹介や診療支援などを行っています。

この事業について関心をお持ちでしたら主治医の先生にご相談してみてください。また、ご不明な点は、県柳井健康福祉センター(☎② 3777)、市保健センター(☎③ 1190)などにお問い合わせください。